

いじめ防止基本方針

基本 理念

「一人ひとりが人として大切にされなければならない」
「命の尊さについて考え、かけがえのない自他の命を大切にする」
「互いを大切にし、他者の心や体を傷つけることを許さない」

いじめ防止等に関する — 取り組みの柱 —

未然防止

- ① 学校における人権教育の推進
- ② 学ぶ喜びを味わえる授業の展開
- ③ 道徳教育の充実を図る
- ④ 互いのよさを認める場の設定
- ⑤ 保護者との連携
保護者同士のネットワークづくり

早期発見

- ① 日々の観察
日記等の活用
- ② アンケート調査
(児童：年11回実施)
(保護者：年3回実施)
- ③ 二者面談の実施
(教育相談週間)
- ④ 保護者からの相談
地域からの相談

対応・対

- ① いじめ情報のキャッチ
- ② 正確な実態把握
- ③ 指導、援助体制の確立と共有
※保護者との連携
- ④ 生徒への指導、支援
- ⑤ 指導後の対応

いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策委員会の設置

構成員

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・学年主任 ・学級担任 ・養護教諭
- ・安行東中スクールカウンセラー ・相談員 ・関係職員 ・安行東中学校長
- ・その他、臨時的に校長が必要と認める者

○ いじめ防止対策委員会を中心として、教職員全体での共通理解を図り、学校で総合的ないじめ対策を行う。

いじめに対する基本的な考え方

「他者の心や体を傷つける行為」とは、与える側によって制御すべきものであり、「心身の苦痛を感じる」とは、受ける側の感受である。「心身の苦痛を感じる」ものは、心理的または物理的な影響を与える行為があつて引き起こされるが、本校では、受ける側が苦痛を感じるか否かに関わらず、「他者の心や体を傷つける行為」として「許されない行為」を明確に伝えることで、より積極的ないじめ防止の推進を図ろうとするものである。指導の中において「いじめてはいけない」という言葉を多用するのではなく、「友だちの心や体を傷つけることを許さない」と、与える側及び全体の意識に訴える具体的な方針を伝えていく。

いじめ防止対策委員会の役割

未然防止、早期発見、早期対応のための取り組み、情報共有の際の職員への伝達、資料提示、集約分析を行う。また、いじめが発生した際、指導方針や方策を検討する。

重大事態への対処

① 川口市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、川口市教育委員会へ速やかに報告する。



② 関係機関との連携

川口市教育委員会と協議の上、「緊急いじめ防止対策委員会」（仮称）を設置し、必要に応じて警察署等の関係機関へ報告する。



③ 調査班の編成と事実関係の明確化

「緊急いじめ防止対策委員会」（仮称）を中心として、専門家等を加え、「調査班」を編成し、事態や被害の状況等、事実関係を明確にする。



④ 被害児童に対する複数教職員による保護

秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束し、安全の確保と不安の除去に努める。



⑤ 指導方針の決定、対応班の編成

調査結果を踏まえた必要な対応・措置を含めた指導方針を決定する。事案・状況により適切なメンバーを加えて「対応班」を編成する。必要により心理専門家等の関係機関からもメンバーを加える。



⑥ 対応班による解決に向けた指導

再発防止のための必要な措置をとり、適切な指導の場面を設ける。場合によっては、教育委員会等の外部機関が必要とする措置をとる。